

令和6年度の放課後児童クラブの通年入所児童を募集！ ～ 全学年の児童が対象です ～

令和6年度（令和6年4月1日から）の放課後児童クラブの通年入所児童を、次のとおり募集します。 現在入所中の方も、申し込みが必要です。

【対象】

小学校に就学している児童のうち、その保護者が仕事などの理由から、昼間家庭にいないため、授業の終了後や長期休暇中に、適切な保護を受けることができない児童。

※ 全学年の児童が募集対象です。

【クラブの名称、開設場所および定員】

名 称	開 設 場 所	定 員
湯本こどもクラブ	湯本小学校内	32人
箱根こどもクラブ	箱根の森小学校内	29人
きんときクラブ	仙石原小学校内	27人
※新こどもクラブ（仮称）	箱根幼稚園内	13人

※新こどもクラブは令和6年4月開所見込です。

【開所日】

月～土曜日

※日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は、開所しません。

【開所時間】

小学校の放課後14時ごろ～18時30分

※土曜日、春・夏・冬休み期間中および運動会振替休日の開所時間は8時～18時30分

【職員】

常時2人以上の職員（放課後児童支援員および補助員）が児童たちと活動します。

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～ 裏面もご覧ください～



【保護者負担金】

① 基本料金：7,000 円（7 月分は 8,000 円、8 月分は 9,000 円）

※おやつ代を含んでいます。

② 延長料金：18 時以降の利用 1 回につき 100 円

※1 同一世帯から 2 人以上の入所児童がいる場合の 2 番目以降の児童の基本料金は、1 番目の児童の 2 分の 1 の額（3,500 円（7 月分は 4,000 円、8 月分は 4,500 円））となります。

※2 基本料金については、生活保護法に基づく保護を受けている世帯などに減免制度があります。

【傷害保険】

入所児童に対しては、一括して傷害保険に加入します。

クラブ内で事故やけがなどがあったときは、保険が適用されます。

保険料は町が負担します。

【提出書類】

① 放課後児童クラブ入所申請書

② 就労証明書（事業所が証明したもの）

※ 申請書類は、子育て支援課および出張所にあります。

③ 新こどもクラブ入所希望調書

※ 箱根の森小学校へ通学している方で新こどもクラブへの入所を希望される場合のみ

【受付期間】

令和 6 年 1 月 4 日（木）～令和 6 年 1 月 31 日（水） **期日厳守**

【提出先】

子育て支援課または出張所

【その他】

① 入所を希望する方が定員を超えた場合には、審査の上、入所児童を決定しますので、あらかじめご承知おきください。

② 児童が集団生活において指導を受けることが困難と認められるとき、その他クラブの管理運営上支障があると認められるときは、クラブへの入所を制限することがあります。また、入所後において、同様の状況となった場合は、退所になることがあります。

③ 給食がない日ならびに夏休み、冬休みおよび春休み期間中の昼食は、家庭で弁当を用意してください。

④ 児童の安全のため、児童の迎えは、保護者または保護者に代わる方がクラブ開所時間内に行うことを厳守してください。

お問い合わせは…

福祉部 子育て支援課 子育て推進係

電話 0460（85）9595



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 6 年 1 月 10 日発行】

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

(12月19日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1387	ランドセル	水色(女の子用)	普通	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2145	ダイヤルカム (ミシンの部品)	ジャノメ社製、 品番680の付属部品	普通	要相談

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

